⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　第１号２⑶に同じ
⑸　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐　盛土量が100,000㎥以上の道路工事であること。
㋑　深層混合処理工法の機械攪拌方式による地盤改良工事であること。
㋒　構造物内幅が10m以上のプレキャストカルバート（パイプを除く）工事であること。
ただし、上記㋐～㋒は同一工事でなくともよい。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐の施工実績を有すること。
異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑹　第１号２⑸に同じ
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　１人の者が、平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐　盛土量が100,000㎥以上の道路工事であること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻～⑾　第１号２⑺～⑽に同じ
３　総合評価に関する事項
⑴～⑷　第１号３⑴～⑷に同じ
４　入札手続等
⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ
⑹　第１号４⑹に同じ
①～②　第１号４⑹①～②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年７月22日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成26年７月25日午前11時00分関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）を予定する。
５　その他
⑴～⑯　第１号５⑴～⑯に同じ
６　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Kenou Expressway Sashima area improvement No. 1.
⑷～⑹　The same with notice above (No. 1)

○第４号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　圏央道大生郷地区改良工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　茨城県常総市大生郷町地先
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝約1,943ｍ　道路土工　１式　掘削工　約13,600㎥　路体盛土工　約471,000㎥　路床盛土工　約27,300㎥　地盤改良工　１式　サンドマット　約60,800㎡　ペーパードレーン　3,548本　深層混合処理　1,353本　中層・浅層混合処理　約9,600㎥　法面工　１式　植生工　約32,800㎡　擁壁工　１式　補強土壁　約410㎡　石・ブロック積工　１式　カルバート工　１式　場所打函渠工　１式　コンクリート　約3,750㎥　鉄筋　約309ｔ　排水構造物工　１式　取付道路工　１式　構造物撤去工　１式　仮設工　１式　工事用道路工　１式　沈下板設置工　１式　切廻し道路工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成27年９月30日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約3,750㎥、鉄筋　約309ｔ
⑺～⒀　第１号１⑺～⒀に同じ
⒁　第３号１⒁に同じ
⒂～⒆　第１号１⒂～⒆に同じ
２　競争参加資格
⑴　第１号２⑴に同じ
⑵～⑶　第３号２⑵～⑶に同じ
⑷　第１号２⑶に同じ
⑸　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
㋐　深層混合処理工法の機械攪拌方式による地盤改良工事で、施工深度が10m以上（地中における無改良部含む。）であること。
㋑　場所打ちカルバート（パイプを除く。）工事であること。
ただし、上記㋐、㋑は同一工事でなくともよい。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐の施工実績を有すること。
異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事のみ同種工事の実績として認める。
⑹　第１号２⑸に同じ
⑺　第３号２⑺に同じ
①　第３号２⑺①に同じ
②　１人の者が、平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
㋐　深層混合処理工法の機械攪拌方式による地盤改良工事で、施工深度が10m以上（地中における無改良部含む。）であること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事のみ同種工事の経験として認める。
③　第３号２⑺③に同じ
⑻～⑾　第３号２⑻～⑾に同じ
３　総合評価に関する事項
⑴～⑷　第１号３⑴～⑷に同じ